

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 刈谷田川地区国営土地改良事業に係る「刈谷田川地区委員会」営農部会委員の推薦について
- 議第7号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について
- 議第8号 令和6年度全国農業新聞普及拡大計画について
- 議第9号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画について

## 報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について

## 農業委員出席委員 18名

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員  | 2番 早川直子委員   |
| 3番 山屋和徳委員  | 4番 栞原一郎委員   |
| 5番 小池秀一委員  | 6番 志田洋一委員   |
| 7番 笹岡大介委員  | 8番 瀬高栄津子委員  |
| 9番 山倉 広委員  | 10番 佐藤直人委員  |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員  |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田 昇委員 | 16番 鈴木範男委員  |
| 17番 熊倉 睦委員 | 18番 田邊健一委員  |

## 農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

青木 誠一 委員	岡崎 耕一郎 委員
川上 利男 委員	北澤 正之 委員
小出 和哉 委員	小林 克洋 委員
駒形 徹 委員	佐々木 一光 委員
高山 弘則 委員	中澤 伸一郎 委員
新飯田 雅樹 委員	平松 広之 委員
堀江 義栄 委員	丸山 由夫 委員
山崎 哲矢 委員	山谷 秀昭 委員
若林 昌広 委員	渡辺 秀人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	山村 吉治
経営基盤係 長	上林 裕則
経営基盤係 主任	小柳 章子

午前9時25分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会いたします。

（挨拶 略）

最初出席状況を報告します。農業委員、在任委員18名、出席18名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

3番、山屋和徳委員、16番、鈴木範男委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第9号及び報第1号から報第6号までの以上15件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

1ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定1件、331平米です。これ

は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が新規で借入するものです。個別に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

31番は、金子新田地内の農地1筆、331平米を新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

2ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定1件、331平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりで、また利用権の設定を受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、個別の説明は省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

3ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定3件、1万6,876平米です。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

32番は、高岡地内の農地1筆、872平米。

33番は、小古瀬地内の農地3筆、1万3,419平米。

34番は、福島新田地内の農地1筆、2,585平米。

以上3件は、相対により新規でそれぞれ賃借権を設定するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、6月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催いたしました。

今月の転用申請は、いずれも1,000平米以下であったことから、現地調査を省略し、直ちに議案調査を行い、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前9時33分に閉会いたしました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定1件、331平米、公社貸付は新規設定1件、331平米です。

次に、相対での利用権設定は新規設定3件、1万6,876平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。御質疑ありませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

5ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、贈与によるもの4件、合計6件、3,976.37平米です。

4ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

9番は、上保内地内の農地1筆、117平米を、譲渡人は高齢で離農したいことから、譲渡人の要望で近隣に住む譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額約〇〇〇円です。経営面積がありませんので、補足説明しますと、近隣にある実家が農家で60年間耕作経験があり、機械も共有で所有しています。

10番は、大面地内ほかの農地8筆、1,590.06平米を新規就農を希望する譲受人の要望で譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、譲渡人から農業指導を受け、今後管理機を導入する予定とのこととです。

11番は、西本成寺地内の農地1筆、512平米を、譲渡人は高齢で離農したいことから、譲渡人の要望で隣地の農地を所有する譲受人に贈与するものです。

12番は、福島新田地内の農地1筆、19平米を、当該農地は譲受人の農地に囲まれており不便なため、譲渡人の要望で贈与するものです。

13番は、荒沢地内の農地5筆、1,233.31平米を、譲渡人は高齢で経営面積を縮小したいことから、譲渡人の要望で隣接地に住む譲受人に贈与するものです。

14番は、南中地内の農地1筆、505平米を相続財産清算人の要望で隣地で耕作する譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、売買によるもの2件、贈与によるもの4件、合計6件、3,976.37平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

6ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、634平米です。番号ごとに順次説明いたします。

3番は、今井地内の農地3筆、465平米を農機具格納庫1棟、肥料庫1棟、農薬庫1棟及び屋外作業場の用地として利用したいもので、場所につきましては蒲原大堰の南東側440メートル付近で、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

4番は、駒込地内の農地3筆、169平米を既存宅地と一体で農家住宅1棟、農作業所1棟及び物置1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては森の健康館こだまの北側560メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は2件、634平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものといたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、459平米です。番号ごとに順次説明いたします。

20番は、上保内地内の農地1筆、205平米を売買により取得し、自家用駐車場3台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、保内小学校の南側120メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、矢田地内の農地2筆、254平米を、使用貸借権の設定により、既存宅地と一体で住宅1棟、車庫1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、大潟浄化センターの北東側340メートル付近で、1月総会において農用地区域からの除外について意見を求められ、5月20日に農振除外された案件で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な住宅で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。なお、貸付人は借受人の義父と祖父に当たります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は2件、459平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

8ページを御覧ください。今月の申請は3件、1,922平米です。

記載の事由により非農地としたいものでございます。

説明は以上です。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長(9番山倉 広委員)

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月は3件、1,922平米で、いずれも申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、た

だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定しました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

次に、議第6号『刈谷田川地区国営土地改良事業に係る「刈谷田川地区委員会」営農部会委員の推薦について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『刈谷田川地区国営土地改良事業に係る「刈谷田川地区委員会」営農部会委員の推薦について』説明いたします。

9ページの議第6号参考を御覧ください。

刈谷田川土地改良区理事長から、地域の産地収益力の向上、食料安定供給の確保や農業の持続的発展に向け、目指す営農の将来像を描くに当たり、地域特性に合った高収益作物導入の推進を図るため、刈谷田川土地改良区に新たに組織する刈谷田川地区委員会営農部会の委員の推薦依頼があったものです。推薦人数は若干名で、任期は4年間です。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

刈谷田川地区委員会営農部会委員の若干名の推薦については、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

この件は、この後休憩し、自由な意見交換を行いたいと思います。

これよりしばらく休憩いたします。

(午前9時52分から午前9時54分まで休憩)

議長（栗原会長）

会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、議第6号につきましては、刈谷田川土地改良区受益地の当農業委員会委員3人とし、議長が指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、これより指名します。5番、小池秀一委員、16番、鈴木範男委員、4番、私、栗原の3人に決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第7号『「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第7号『「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更（案）に係る意見の聴取について』説明いたします。

10ページを御覧ください。令和6年6月5日付の文書で三条市長より意見を求められております。

内容につきましては、本年3月に公表された県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、農用地利用集積の目標年次が令和12年に変更されたことから、同様の変更を行うものです。

なお、参考として11ページ以降に新旧対照表を添付しましたので、御確認ください。説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第7号につきましては、意見なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、意見なしとすることに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第8号『令和6年度全国農業新聞普及拡大計画について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第8号『令和6年度全国農業新聞普及拡大計画について』説明いたします。

14ページをお願いします。令和5年度実績は、計画目標163部に対し、令和6年3月時点では124部で、達成率は76%でした。

Iの今年度の目標部数の設定は、下の参考に記載の①、②のいずれかを選択できますが、当農業委員会においては、購読部数が減少している現状も踏まえ、①の令和6年6月現在の一般購読部数121部に委員お一人1部の新規申込みとして36部を加えた157部を目標部数と設定しました。

次に、IIの普及推進に当たっての年間活動計画についてです。今年度は、前期普及強調月間を9月から12月、後期普及強調月間を2月から3月と位置付け、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施するとともに、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページによるPR等を計画いたしました。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第8号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員1人につき1部以上の新規購読申込みの確保をお願いしたいと思います。目標が達成できますよう全委員の皆様から普及推進活動に御協力をお願いいたします。

なお、事務局は総会終了後に申込書、普及資材等について説明をお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、議第9号『令和6年度農業者年金加入推進活動計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第9号『令和6年度農業者年金加入推進活動計画について』説明いたします。

15ページをお願いします。

「1 今年度の加入目標人数」は2人で、うち20歳から39歳までの方を1人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数です。

「2 加入対象として働きかけをする目標人数」は20人とし、うち20歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

「3 地域別加入推進班の整備」は、これまでどおり全3班を設置し、A班は三条地域、B班は栄地域、C班は下田地域といたしました。各班の編成につきましては記載のとおりです。

「4 加入対象者名簿の整備」は、12月31日までに整備する予定としております。

「5 加入推進強化月間の設定」は、12月から来年の2月までの3か月間としております。

「6 戸別訪問の実施計画」は、16ページまで続きます。A班、B班、C班とも12月は加入推進部長及び副部長による戸別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による2回目の戸別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

「7 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画」は、11月に南蒲原農業委員会協議会が主催する郡内事務局職員・JA職員合同研修会を開催し、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議を予定しております。

「8 加入対象者に対する説明会等の実施計画」は、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけをしてまいりたいと思います。

「9 普及啓発活動の実施計画」は、9月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第9号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定しました。

なお、昨年度は加入目標を2人と設定しましたが、加入推進部長、副部長をはじめ、委員の皆様から御尽力いただきまして、1名の新規加入を獲得することができました。今年度も引き続き、農業者年金の加入推進に当たっては、加入推進部長、副部長を中心として、全委員の皆様の御協力をお願いいたします。

また、先ほど事務局から説明がありましたように、年内に加入対象者名簿を作成することになっておりますので、御近所などに加入していただだけそうな方がおられたら、事務局にお知らせ願いたいと思いますので、よろしく願います。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほど議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第6号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栗原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

7月22日午前9時30分から厚生福社会館2階第2集会室で農政対策部会を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生福社会館2階第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

---

議事録署名委員（ 3 番） 山屋 和徳

---

議事録署名委員（16 番） 鈴木 範男

---